

平成 26 年 7 月 16 日
市民病院機構報告事項

中央市民病院薬剤部門システム開発にかかる事件について

1 事実の概要

(1) 被疑者

収賄側 妻木邦彰（元中央市民病院薬剤部副部長）他 1 名

贈賄側 医療機器メーカー「トーショー」元社員 2 名

(2) 起訴内容（新聞記事等より）

妻木は、トーショー元社員から、平成 21 年 11 月の薬剤部門システムの入札について、トーショーが受注できるよう便宜を図るよう依頼を受け、トーショー側に有利な文言を仕様書の原案や追加案に盛り込んで、ワーキンググループに提案するとともに、入札直前の時期に競合メーカーに対し、入札の辞退を求めた。また、その謝礼等として、①平成 22 年 1 月にパソコン 4 台・プリンター 1 台、②平成 23 年 6 月にパソコン 1 台、③平成 24 年 3 月に収賄側被疑者（上記（1）他 1 名）を介してパソコン 5 台（価格合計：240 万円相当）の供与を受けたとして、受託収賄で起訴された。

2 経過等

- 5 月 28 日 被疑者 4 名逮捕、県警記者発表、機構記者会見
- 5 月 29 日 家宅捜索（法人本部、中央市民病院、神戸市保健福祉局）
- 6 月 19 日 被疑者 4 名のうち 3 名起訴（医療機器メーカー元社員 1 名は起訴猶予）
- 8 月 27 日 第 1 回公判が行われる予定

3 事件を受けての取り組み

(1) 市での取り組み

- ①地方独立行政法人法第 122 条の規定に基づき、市長から市民病院機構理事長に対して、当該事件に関する内部調査を実施するように指示した（6 月 2 日）。
- ②市民病院機構における調査を専門的、客観的見地から行い、必要な助言を得るため、外部専門委員 3 名を任命した（6 月 19 日）。
- ③外部専門委員によるヒアリングの実施（6 月 20 日、7 月 9 日）。
- ④今後、外部専門委員によるヒアリングを随時行い、指示・助言等を実施し、早急に市長への意見書を取りまとめ、公表する予定。
- ⑤市会福祉環境委員会において、逮捕事実の概要、事件を受けての市及び機構の取り組みについて報告を行った（5 月 29 日、6 月 19 日）。

【外部専門委員（五十音順、敬称略）】

井口 寛司 弁護士
木村 健 兵庫医科大学病院薬剤部長
幸寺 覚 弁護士
(任期：平成 26 年 6 月 19 日～9 月 30 日)

(2) 市民病院機構での取り組み

- ①前記の市長からの指示に基づき、市民病院機構のコンプライアンス推進室が、第 1 回のコンプライアンス会議を開催し、内部調査を開始した。現在も、当時の関係者や関連業者に対してヒアリングを行うなど、調査中である（6 月 3 日）。
- ②市民病院機構の理事長名で「職員の綱紀粛正及び服務規律の徹底」について、全職員に向けて通知を行った（6 月 5 日）。
- ③市民病院機構において、臨時の常任理事会を緊急開催（6 月 10 日）するとともに理事会を開催（6 月 27 日）し、本事件についての現状を報告の上、今後の対応について協議を行った。

(参考) 地方独立行政法人法より抜粋

(違法行為等の是正)

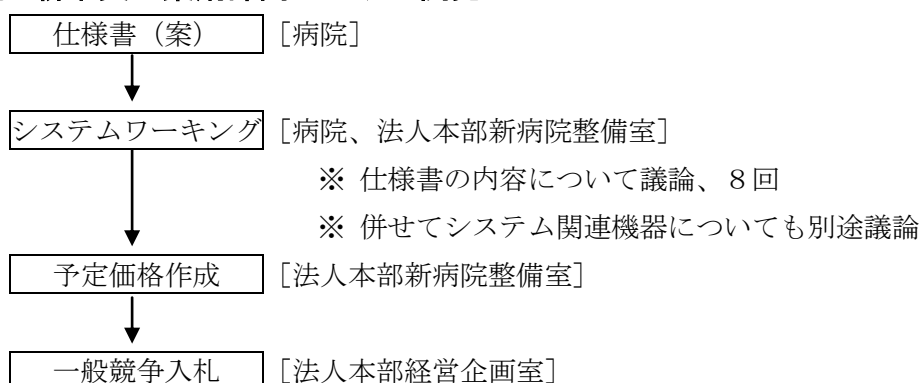
第 122 条 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。

3～5 略

【参考】市民病院機構における一般競争入札までの流れと入札の状況

○ 新中央 薬剤部門システム開発



- ・ 入札日 平成 21 年 11 月 30 日
- ・ 契約方式 一般競争入札
- ・ 参加業者 3 者
- ・ 契約の相手方 (株)MMコーポレーション
- ・ 備考 入札不調打切後、(株)MMコーポレーションと交渉の結果、96,900,000 円（税抜）で随意契約成立。
- ・ 経過

(第 1 回目入札)

企業団体名	入札金額 (税抜)	結果
(株)MMコーポレーション	97,500,000 円	不調
宮野医療器(株)	103,000,000 円	不調
(株)やよい	115,000,000 円	不調

(第 2 回目入札)

企業団体名	入札金額 (税抜)	結果
(株)MMコーポレーション	97,400,000 円	不調、交渉決定
宮野医療器(株)	—	辞退
(株)やよい	—	辞退

- ・ 神戸市民病院機構契約規程より抜粋

(随意契約)

第 30 条 会計規程第 40 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(5) 略

(6) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。

(7)～(11) 略

2 前項第 6 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。